

「(仮称) 配偶者からの暴力対策基本計画」策定懇談会（第 1 回）議事録について

日時：平成 20 年 8 月 19 日

場所：宇都宮市役所 9 階 A 会議室

(委員)

資料 5 「配偶者からの暴力に関する調査」における「DV 被害者の現状と課題」の 3 ページで、b 「DV についての公的機関の相談窓口を一般市民に積極的に周知する」とあるが、公的機関の窓口とともに民間の窓口もぜひ入れて欲しい。

(事務局)

民間の窓口についても、資料に記載いたします。

(委員)

課題のまとめについて報告があったが、現実にはこれらの課題を解決できるかどうか、問題であると思う。人権擁護委員が小学校に出向き、人権講話を行なっているが、教育委員会にお願いしたところ実現するのに時間がかかった。1 つの事業を推進していくためには、まず、庁内関係各課の意識醸成・意識改革が必要であると思う。

(事務局)

庁内関係各課で意識差があり、意識啓発をしていくことは非常に大切なことと考えている。DV 被害の現状を知っていただき、理解を得てまいります。

(委員)

資料 6 「配偶者からの暴力の現状とまとめ」で、課題 1～5 について、優先的にすぐにも取り組むべきものと、長期的に取り組むべきものがある。特に、課題 3 「被害者の安全確保」、課題 4 「被害者の自立支援の充実」はすぐにやらなければならないと思う。どこからやるべきなのか、課題に対する各種事業の優先順位付け・重点化を図ることが必要である。

(事務局)

どの事業を重点事業とするのか、また、開始年度については、次回の懇談会で明記してまいります。

(委員)

資料 5 「配偶者からの暴力に関する調査」における「DV 被害者の現状と課題」で、被害者を発見する可能性が高い医療機関等とあるが、個人的には本当にその可能性が高いのかどうか疑問に思う。DV 被害者をどのようにして発見していくかが問題である。

(委員)

医療機関を訪れる DV 被害者はいるが、加害者と一緒に来ることもあるので、殴った夫の前では相談できないといった状況にある。医療機関が DV 問題を理解し、認識することは、とても重要なことである。アメリカでは、加害者である夫と来た被害者を別室に分けて、被害者の話を聞くような対応マニュアルがある。医療機関に DV を知ってもらうためにも、市と医療機関の連携が必要である。

(委員)

医療機関への周知徹底が必要である。

(委員)

医療機関によって、DV 被害者への対応や問題意識が違う。個別に連絡を取れるような、協力的な医療機関はいくつか存在する。

(委員)

DV 被害者が医療機関を訪れたときの対応マニュアルや協力依頼の通知などがあれば県・市医師会・医療機関にも周知できる。マニュアルやパンフレットなどがあれば対応できると思う。

(事務局)

医療機関にパンフレットなどを案内させていただくほか、公共施設などの女子トイレ内にステッカーを貼り、周知させる案を考えております。

(委員)

ステッカーと関連して、県南のある市では女子トイレに小さなパンフレットをトイレに置いてある。このパンフレットをきっかけに、実際に 2 名ほど相談に訪れており、啓発・窓口周知のための有効な手段であると思う。

(委員)

公的機関が発行するパンフレットから、加害者が情報を得る場合もある。ステッカーやパンフレットに書いてある電話番号から場所が特定される可能性がある。加害者に知られてしまう危険を考え、女子トイレで啓発するなど、広報の際は工夫する必要がある。

(委員)

平成 20 年度「配偶者からの暴力被害者の自立支援モデル事業」について内閣府から協力依頼があり、「特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎ」で同事業を実施することとなった。当該事業が円滑に実施されるよう、庁内の関係部局のほか、警察、医療機関の御協力をいただきたい。